# ≪参考資料≫

## 文化財保護法

昭和二十五年法律第二百十四号 (抜粋)

第六章 埋蔵文化財

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示) 第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査 以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財 を包蔵する土地として周知されている土地(以 下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発 掘しようとする場合には、前条第一項の規定を 準用する。この場合において、同項中「三十日 前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるも のとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業

計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項 の通知があつた場合において、当該通知に係る 事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必 要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(<u>国有財産法</u>(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

## 埼玉県文化財保護条例

昭和三十年十月一日 条例第四十六号 改正 昭和三六年四月一日 条例第一八号 昭和五〇年一二月二五日 条例第七七号 平成一六年一二月二一日 条例第七四号 (抜粋)

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。) 第百八十二条第二項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、県の区域内に存するもののうち、県にとつて重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献することを目的とする。

一部改正〔平成一六年条例七四号〕 (定義)

- 第二条 この条例で、「文化財」とは、次に掲 げるものをいう。
  - 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、 古文書その他の有形の文化的所産で我が国 にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの (これらのものと一体をなしてその価値を 形成している土地その他の物件を含む。)並

びに考古資料及びその他の学術上価値の高 い歴史資料(以下「有形文化財」という。)

- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化 的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上 価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれ らに用いられる衣服、器具、家屋その他の物 件で、我が国民の生活の推移の理解のた め欠くことのできないもの(以下「民俗文化 財」という。)
- 四 貝づか、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で 我が国にとつて歴史上又は学術上価値の 高いもの、庭園、橋梁(りょう)、峡谷、山 岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術 上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生 息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自 生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の 現象の生じている土地を含む。)で我が国に とつて学術上価値の高いもの(以下「記念物」 という。)
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの
  - 一部改正 [昭和五〇年条例七七号·平成一 六年七四号]

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

- 第三条 県民は、県が、この条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が 貴重な国民的財産であることを自覚し、これを 公共のために大切に保存するとともに、できる だけこれを公開する等その文化的活用に努め なければならない。
- 3 県は、この条例の執行に当つては、関係者の 所有権その他の財産権を尊重するとともに、文

化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(調査)

第四条 埼玉県教育委員会(以下「県教育委員会」 という。) は、必要があると認めるときは、所 有者及び権原に基づく占有者の同意を得て、文 化財を調査することができる。

一部改正〔昭和五〇年条例七七号〕

第五章 県指定史跡名勝天然記念物 (指定)

- 第三十一条 県教育委員会は、県の区域内に存する記念物(法第百九条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。第三十七条において同じ。)のうち県にとつて重要なものを埼玉県指定史跡、埼玉県指定名勝又は埼玉県指定天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。
- 2 前項の規定による指定には、第五条第二項から第六項までの規定を準用する。
  - 一部改正 [昭和五〇年条例七七号・平成 一六年七四号]

(解除)

- 第三十二条 県指定史跡名勝天然記念物が県指 定史跡名勝天然記念物としての価値を失つた 場合その他特殊の事由があるときは、県教育委 員会は、その指定を解除することができる。
- 2 県指定史跡名勝天然記念物について法第百 九条第一項の規定による史跡、名勝若しくは天 然記念物又は第三十七条第一項の規定による 埼玉県指定旧跡の指定があつたときは、当該県 指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除された ものとする。
- 3 第一項の規定による指定の解除には第六条 第二項及び第五項の規定を、前項の場合には 第六条第四項及び第五項の規定を準用する。

一部改正 [昭和三六年条例一八号・五〇 年七七号・平成一六年七四号] (標識等の設置)

第三十三条 県指定史跡名勝天然記念物の所有 者は、県教育委員会規則の定める基準により、 県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標 識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設 置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第三十四条 県指定史跡名勝天然記念物の指定 地域内の土地について、その土地の所在、地番、 地目又は地積に異動があつたときは、所有者 (第三十六条で準用する第七条第二項の規定 により選任した管理責任者がある場合は、その 者)は、すみやかにその旨を県教育委員会に届 け出なければならない。

(現状変更の制限等)

- 第三十五条 県指定史跡名勝天然記念物に関し その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼ す行為をしようとするときは、県教育委員会の 許可を受けなければならない。ただし、現状変 更については維持の措置又は非常災害のため に必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及 ぼす行為については影響の軽微である場合は、 この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、県教育委員会規則で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、 第十四条第三項及び第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項において準用する第十四条第三項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 5 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項において準用する第十四条第三項の規定による許可の条件に従わないで、県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、県教育委員会は、原状回復を指示することができる。

一部改正「昭和五〇年条例七七号」

(準用規定)

第三十六条 第七条から第九条まで、第十一条から第十三条まで、第十五条、第十八条及び第十 九条の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

### 第六章の二 埋蔵文化財

追加〔平成一六年条例七四号〕

(市町村における保存及び活用の促進)

第四十条の二 県は、法第百五条第一項の規定により県に帰属した文化財(当該文化財の保存のため若しくはその効用からみて県が保有する必要があるもの又は法第百七条第一項の規定により当該文化財の発見者若しくはその発見された土地の所有者に譲与するものを除く。)について、当該文化財の発見された土地を管轄する市町村における保存及び活用の促進を図るため、当該市町村に対する譲与その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

追加〔平成一六年条例七四号〕

#### 埼玉県文化財保護条例の施行等に関する規則

昭和三十一年九月二十九日教育委員会規則第五 号

(抜粋)

(維持の措置の範囲)

- 第二十四条 条例第三十五条ただし書の規定 により現状変更等について許可を受けることを要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。
  - 一 県指定史跡名勝天然記念物がき損し、又 は衰亡している場合において、その価値に 影響を及ぼすことなく当該県指定史跡名 勝天然記念物をその指定当時の原状(指定 後、許可を受けて現状変更をした場合にお いては、当該現状変更終了時における原状) に復するとき。
  - 二 県指定史跡名勝天然記念物がき損し又 は衰亡している場合において、当該き損又

は衰亡の拡大を防止するため応急の措置 をするとき。

#### 都市計画法

昭和四十三年法律第百号

(抜粋)

(開発行為の許可)

- 第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域 内において開発行為をしようとする者は、あら かじめ、国土交通省令で定めるところにより、 都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律 第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指 定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一 項の中核市(以下「指定都市等」という。)の 区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下 この節において同じ。)の許可を受けなければ ならない。ただし、次に掲げる開発行為につい ては、この限りでない。
  - 市街化区域、区域区分が定められていない 都市計画区域又は準都市計画区域内におい て行う開発行為で、その規模が、それぞれの 区域の区分に応じて政令で定める規模未満 であるもの
  - 二 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの
  - 三 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
  - 四 都市計画事業の施行として行う開発行為
  - 五 土地区画整理事業の施行として行う開発 行為

- 六 市街地再開発事業の施行として行う開発 行為
- 七 住宅街区整備事業の施行として行う開発 行為
- 八 防災街区整備事業の施行として行う開発 行為
- 九 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の免許を受けた埋立地であつ て、まだ同法第二十二条第二項の告示がない ものにおいて行う開発行為
- 十 非常災害のため必要な応急措置として行 う開発行為
- 十一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行 為で政令で定めるもの
- 2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域 内において、それにより一定の市街地を形成す ると見込まれる規模として政令で定める規模 以上の開発行為をしようとする者は、あらかじ め、国土交通省令で定めるところにより、都道 府県知事の許可を受けなければならない。ただ し、次に掲げる開発行為については、この限り でない。
  - 一 農業、林業若しくは漁業の用に供する政令 で定める建築物又はこれらの業務を営む者 の居住の用に供する建築物の建築の用に供 する目的で行う開発行為
  - 二 前項第三号、第四号及び第九号から第十一 号までに掲げる開発行為
- 3 開発区域が、市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち二以上の区域にわたる場合における第一項第一号及び前項の規定の適用については、政令で定める。

## 農地法

昭和二十七年法律第二百二十九号 (抜粋)

(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

- 第三条 農地又は採草放牧地について所有権を 移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸 借による権利、賃借権若しくはその他の使用及 び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移 転する場合には、政令で定めるところにより、 当事者が農業委員会の許可を受けなければな らない。ただし、次の各号のいずれかに該当す る場合及び第五条第一項本文に規定する場合 は、この限りでない。
  - 一 第四十六条第一項又は第四十七条の規定 によつて所有権が移転される場合
  - 二削除
  - 三 第三十七条から第四十条までの規定によって農地中間管理権(農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。以下同じ。)が設定される場合
  - 四 第四十一条の規定によつて同条第一項に 規定する利用権が設定される場合
  - 五 これらの権利を取得する者が国又は都道 府県である場合
  - 六 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)、集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)又は市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)による交換分合によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合
  - 七 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定 による公告があつた農用地利用集積計画の 定めるところによつて同法第四条第四項第 一号の権利が設定され、又は移転される場合
  - 七の二 農地中間管理事業の推進に関する法 律第十八条第五項の規定による公告があつ た農用地利用配分計画の定めるところによ つて賃借権又は使用貸借による権利が設定 され、又は移転される場合
  - 八 特定農山村地域における農林業等の活性 化のための基盤整備の促進に関する法律(平

- 成五年法律第七十二号)第九条第一項の規定 による公告があつた所有権移転等促進計画 の定めるところによつて同法第二条第三項 第三号の権利が設定され、又は移転される場 合
- 九 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第八項の権利が設定され、又は移転される場合
- 九の二 農林漁業の健全な発展と調和のとれ た再生可能エネルギー電気の発電の促進に 関する法律(平成二十五年法律第八十一号) 第十七条の規定による公告があつた所有権 移転等促進計画の定めるところによつて同 法第五条第四項の権利が設定され、又は移転 される場合
- + 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十 二号)による農事調停によつてこれらの権利 が設定され、又は移転される場合
- 十一 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十 九号)その他の法律によつて農地若しくは採 草放牧地又はこれらに関する権利が収用さ れ、又は使用される場合
- 十二 遺産の分割、民法(明治二十九年法律第 八十九号)第七百六十八条第二項(同法第七 百四十九条及び第七百七十一条において準 用する場合を含む。)の規定による財産の分 与に関する裁判若しくは調停又は同法第九 百五十八条の三の規定による相続財産の分 与に関する裁判によつてこれらの権利が設 定され、又は移転される場合
- 十三 農地利用集積円滑化団体又は農地中間 管理機構が、農林水産省令で定めるところに よりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地 売買等事業(農業経営基盤強化促進法第四条 第三項第一号ロに掲げる事業をいう。以下同

- じ。) 又は同法第七条第一号に掲げる事業の 実施によりこれらの権利を取得する場合
- 十四 農業協同組合法第十条第三項の信託の 引受けの事業又は農業経営基盤強化促進法 第七条第二号に掲げる事業(以下これらを 「信託事業」という。)を行う農業協同組合 又は農地中間管理機構が信託事業による信 託の引受けにより所有権を取得する場合及 び当該信託の終了によりその委託者又はそ の一般承継人が所有権を取得する場合
- 十四の二 農地中間管理機構が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。)の実施により農地中間管理権を取得する場合
- 十四の三 農地中間管理機構が引き受けた農 地貸付信託(農地中間管理事業の推進に関す る法律第二条第五項第二号に規定する農地 貸付信託をいう。)の終了によりその委託者 又はその一般承継人が所有権を取得する場 合
- 十五 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市 (以下単に「指定都市」という。)が古都に おける歴史的風土の保存に関する特別措置 法(昭和四十一年法律第一号)第十九条の規 定に基づいてする同法第十一条第一項の規 定による買入れによつて所有権を取得する 場合
- 十六 その他農林水産省令で定める場合
- 2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、 民法第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が 設定され、又は移転されるとき、農業協同組 合法第十条第二項に規定する事業を行う農 業協同組合又は農業協同組合連合会が農地

- 又は採草放牧地の所有者から同項の委託を 受けることにより第一号に掲げる権利が取 得されることとなるとき、同法第十一条の五 十第一項第一号に掲げる場合において農業 協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸 借による権利又は賃借権を取得するとき、並 びに第一号、第二号、第四号及び第五号に掲 げる場合において政令で定める相当の事由 があるときは、この限りでない。
- 一 所有権、地上権、永小作権、質権、使用 貸借による権利、賃借権若しくはその他の 使用及び収益を目的とする権利を取得し ようとする者又はその世帯員等の耕作又 は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、 農作業に従事する者の数等からみて、これ らの者がその取得後において耕作又は養 畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地 の全てを効率的に利用して耕作又は養畜 の事業を行うと認められない場合
- 二 農地所有適格法人以外の法人が前号に 掲げる権利を取得しようとする場合
- 三 信託の引受けにより第一号に掲げる権利が取得される場合
- 四 第一号に掲げる権利を取得しようとす る者(農地所有適格法人を除く。)又はそ の世帯員等がその取得後において行う耕 作又は養畜の事業に必要な農作業に常時 従事すると認められない場合
- 五 第一号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、いずれも、北海道では二ヘクタール、都府県では五十アール(農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水

産省令で定めるところにより、これを公示 したときは、その面積)に達しない場合

- 六 農地又は採草放牧地につき所有権以外 の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を 行う者がその土地を貸し付け、又は質入れ しようとする場合(当該事業を行う者又は その世帯員等の死亡又は第二条第二項各 号に掲げる事由によりその土地について 耕作、採草又は家畜の放牧をすることがで きないため一時貸し付けようとする場合、 当該事業を行う者がその土地をその世帯 員等に貸し付けようとする場合、農地利用 集積円滑化団体がその土地を農地売買等 事業の実施により貸し付けようとする場 合、その土地を水田裏作(田において稲を 通常栽培する期間以外の期間稲以外の作 物を栽培することをいう。以下同じ。)の 目的に供するため貸し付けようとする場 合及び農地所有適格法人の常時従事者た る構成員がその土地をその法人に貸し付 けようとする場合を除く。)
- 七 第一号に掲げる権利を取得しようとす る者又はその世帯員等がその取得後にお いて行う耕作又は養畜の事業の内容並び にその農地又は採草放牧地の位置及び規 模からみて、農地の集団化、農作業の効率 化その他周辺の地域における農地又は採 草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な 利用の確保に支障を生ずるおそれがある と認められる場合
- 3 農業委員会は、農地又は採草放牧地について 使用貸借による権利又は賃借権が設定される 場合において、次に掲げる要件の全てを満たす ときは、前項(第二号及び第四号に係る部分に 限る。)の規定にかかわらず、第一項の許可を することができる。
  - これらの権利を取得しようとする者がその取得後においてその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合

- に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されている こと。
- 二 これらの権利を取得しようとする者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- 三 これらの権利を取得しようとする者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人(次条第一項第三号において「業務執行役員等」という。)のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- 4 農業委員会は、前項の規定により第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた市町村長は、市町村の区域における農地又は採草放牧地の農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると認めるときは、意見を述べることができる。
- 5 第一項の許可は、条件をつけてすることがで きる。
- 6 農業委員会は、第三項の規定により第一項の 許可をする場合には、当該許可を受けて農地又 は採草放牧地について使用貸借による権利又 は賃借権の設定を受けた者が、農林水産省令で 定めるところにより、毎年、その農地又は採草 放牧地の利用の状況について、農業委員会に報 告しなければならない旨の条件を付けるもの とする。
- 7 第一項の許可を受けないでした行為は、その 効力を生じない。

(農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消 し等)

第三条の二 農業委員会は、次の各号のいずれか に該当する場合には、農地又は採草放牧地につ いて使用貸借による権利又は賃借権の設定を 受けた者(前条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けた者に限る。次項第一号において同じ。)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- その者がその農地又は採草放牧地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合
- 二 その者が地域の農業における他の農業者 との適切な役割分担の下に継続的かつ安定 的に農業経営を行つていないと認める場合
- 三 その者が法人である場合にあつては、その 法人の業務執行役員等のいずれもがその法 人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事し ていないと認める場合
- 2 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第三項の規定によりした同条 第一項の許可を取り消さなければならない。
  - 一 農地又は採草放牧地について使用貸借に よる権利又は賃借権の設定を受けた者がそ の農地又は採草放牧地を適正に利用してい ないと認められるにもかかわらず、当該使用 貸借による権利又は賃借権を設定した者が 使用貸借又は賃貸借の解除をしないとき。
  - 二 前項の規定による勧告を受けた者がその 勧告に従わなかつたとき。
- 3 農業委員会は、前条第三項第一号に規定する 条件に基づき使用貸借若しくは賃貸借が解除 された場合又は前項の規定による許可の取消 しがあつた場合において、その農地又は採草放 牧地の適正かつ効率的な利用が図られないお それがあると認めるときは、当該農地又は採草 放牧地の所有者に対し、当該農地又は採草放牧 地についての所有権の移転又は使用及び収益 を目的とする権利の設定のあつせんその他の 必要な措置を講ずるものとする。

(農地又は採草放牧地についての権利取得の届出)

第三条の三 農地又は採草放牧地について第三 条第一項本文に掲げる権利を取得した者は、同 項の許可を受けてこれらの権利を取得した場 合、同項各号(第十二号及び第十六号を除く。) のいずれかに該当する場合その他農林水産省 令で定める場合を除き、遅滞なく、農林水産省 令で定めるところにより、その農地又は採草放 牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を 届け出なければならない。

(農地の転用の制限)

- 第四条 農地を農地以外のものにする者は、都道 府県知事(農地又は採草放牧地の農業上の効率 的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実 施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市 町村(以下「指定市町村」という。)の区域内 にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県 知事等」という。)の許可を受けなければなら ない。ただし、次の各号のいずれかに該当する 場合は、この限りでない。
  - 一 次条第一項の許可に係る農地をその許可 に係る目的に供する場合
  - 二 国又は都道府県等(都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。)が、道路、農業用用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であって農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合
  - 三 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第四項第一号の権利に係る農地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供する場合
  - 四 特定農山村地域における農林業等の活性 化のための基盤整備の促進に関する法律第 九条第一項の規定による公告があつた所有 権移転等促進計画の定めるところによつて

設定され、又は移転された同法第二条第三項 第三号の権利に係る農地を当該所有権移転 等促進計画に定める利用目的に供する場合

- 五 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第五条第八項の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合
- 六 土地収用法その他の法律によつて収用し、 又は使用した農地をその収用又は使用に係 る目的に供する場合
- 七 市街化区域(都市計画法(昭和四十三年法 律第百号)第七条第一項の市街化区域と定め られた区域(同法第二十三条第一項の規定に よる協議を要する場合にあつては、当該協議 が調つたものに限る。)をいう。)内にある 農地を、政令で定めるところによりあらかじ め農業委員会に届け出て、農地以外のものに する場合

八 その他農林水産省令で定める場合

- 2 前項の許可を受けようとする者は、農林水産 省令で定めるところにより、農林水産省令で定 める事項を記載した申請書を、農業委員会を経 由して、都道府県知事等に提出しなければなら ない。
- 3 農業委員会は、前項の規定により申請書の提 出があつたときは、農林水産省令で定める期間 内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知 事等に送付しなければならない。
- 4 農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき(同項の申請書が同一の事業の目的に供するため三十アールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものであるときに限る。)は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第四十三条第一項に規定する都道府県機構(以下「都道府県機構」という。)の意見を聴かな

- ければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。
- 5 前項に規定するもののほか、農業委員会は、 第三項の規定により意見を述べるため必要が あると認めるときは、都道府県機構の意見を聴 くことができる。
- 6 第一項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第二項において同じ。)に係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき、第一号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画(以下単に「農用地利用計画」という。)において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。
  - 一次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合
    - イ 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農 用地区域をいう。以下同じ。)内にある農 地
    - ロ イに掲げる農地以外の農地で、集団的に 存在する農地その他の良好な営農条件を 備えている農地として政令で定めるもの (市街化調整区域(都市計画法第七条第一 項の市街化調整区域をいう。以下同じ。) 内にある政令で定める農地以外の農地に あつては、次に掲げる農地を除く。)
    - (1)市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で政令で定めるもの

- (2)(1)の区域に近接する区域その他市 街地化が見込まれる区域内にある農地で 政令で定めるもの
- 二 前号イ及びロに掲げる農地(同号ロ(1)に 掲げる農地を含む。)以外の農地を農地以外の ものにしようとする場合において、申請に係る 農地に代えて周辺の他の土地を供することに より当該申請に係る事業の目的を達成するこ とができると認められるとき。
- 三 申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地の全てを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合
- 四 申請に係る農地を農地以外のものにすることにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合
- 五 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に 供するため農地を農地以外のものにしようと する場合において、その利用に供された後にそ の土地が耕作の目的に供されることが確実と 認められないとき。
- 7 第一項の許可は、条件を付けてすることができる。
- 8 国又は都道府県等が農地を農地以外のものにしようとする場合(第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。)においては、国又は都道府県等と都道府県知事等との協議が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。

- 9 都道府県知事等は、前項の協議を成立させよ うとするときは、あらかじめ、農業委員会の意 見を聴かなければならない。
- 10 第四項及び第五項の規定は、農業委員会が前項の規定により意見を述べようとする場合について準用する。
- 11 第一項に規定するもののほか、指定市町村 の指定及びその取消しに関し必要な事項は、政 令で定める。

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

- 第五条 農地を農地以外のものにするため又は 採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除 く。次項及び第四項において同じ。)にするた め、これらの土地について第三条第一項本文に 掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、 当事者が都道府県知事等の許可を受けなけれ ばならない。ただし、次の各号のいずれかに該 当する場合は、この限りでない。
  - 国又は都道府県等が、前条第一項第二号の 農林水産省令で定める施設の用に供するため、これらの権利を取得する場合
  - 二 農地又は採草放牧地を農業経営基盤強化 促進法第十九条の規定による公告があつた 農用地利用集積計画に定める利用目的に供 するため当該農用地利用集積計画の定める ところによつて同法第四条第四項第一号の 権利が設定され、又は移転される場合
  - 三 農地又は採草放牧地を特定農山村地域に おける農林業等の活性化のための基盤整備 の促進に関する法律第九条第一項の規定に よる公告があつた所有権移転等促進計画に 定める利用目的に供するため当該所有権移 転等促進計画の定めるところによつて同法 第二条第三項第三号の権利が設定され、又は 移転される場合
  - 四 農地又は採草放牧地を農山漁村の活性化 のための定住等及び地域間交流の促進に関 する法律第八条第一項の規定による公告が

- あつた所有権移転等促進計画に定める利用 目的に供するため当該所有権移転等促進計 画の定めるところによつて同法第五条第八 項の権利が設定され、又は移転される場合
- 五 土地収用法その他の法律によつて農地若 しくは採草放牧地又はこれらに関する権利 が収用され、又は使用される場合
- 六 前条第一項第七号に規定する市街化区域 内にある農地又は採草放牧地につき、政令で 定めるところによりあらかじめ農業委員会 に届け出て、農地及び採草放牧地以外のもの にするためこれらの権利を取得する場合
- 七 その他農林水産省令で定める場合
- 2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示に係る事業の用に供するため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとするとき、第一号イに掲げる農地又は採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。
  - 一次に掲げる農地又は採草放牧地につき第 三条第一項本文に掲げる権利を取得しよう とする場合
    - イ 農用地区域内にある農地又は採草放牧 地
    - ロ イに掲げる農地又は採草放牧地以外の 農地又は採草放牧地で、集団的に存在する 農地又は採草放牧地その他の良好な営農 条件を備えている農地又は採草放牧地と して政令で定めるもの(市街化調整区域内 にある政令で定める農地又は採草放牧地 以外の農地又は採草放牧地にあつては、次 に掲げる農地又は採草放牧地を除く。)

- (1)市街地の区域内又は市街地化の傾向が 著しい区域内にある農地又は採草放牧地 で政令で定めるもの
- (2) (1) の区域に近接する区域その他市 街地化が見込まれる区域内にある農地又 は採草放牧地で政令で定めるもの
- 二 前号イ及びロに掲げる農地(同号ロ(1)に 掲げる農地を含む。)以外の農地を農地以外の ものにするため第三条第一項本文に掲げる権 利を取得しようとする場合又は同号イ及びロ に掲げる採草放牧地(同号ロ(1)に掲げる採 草放牧地を含む。)以外の採草放牧地を採草放 牧地以外のものにするためこれらの権利を取 得しようとする場合において、申請に係る農地 又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供 することにより当該申請に係る事業の目的を 達成することができると認められるとき。
- 三 第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うためにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地又は採草放牧地のすべてを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合
- 四 申請に係る農地を農地以外のものにすること又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにすることにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

- 五 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に 供するため所有権を取得しようとする場合
- 六 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に 供するため、農地につき所有権以外の第三条第 一項本文に掲げる権利を取得しようとする場 合においてその利用に供された後にその土地 が耕作の目的に供されることが確実と認めら れないとき、又は採草放牧地につきこれらの権 利を取得しようとする場合においてその利用 に供された後にその土地が耕作の目的若しく は主として耕作若しくは養畜の事業のための 採草若しくは家畜の放牧の目的に供されるこ とが確実と認められないとき。
- 七 農地を採草放牧地にするため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、同条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当すると認められるとき。
- 3 第三条第五項及び第七項並びに前条第二項 から第五項までの規定は、第一項の場合に準用 する。この場合において、同条第四項中「申請 書が」とあるのは「申請書が、農地を農地以外 のものにするため又は採草放牧地を採草放牧 地以外のもの(農地を除く。)にするためこれ らの土地について第三条第一項本文に掲げる 権利を取得する行為であつて、」と、「農地を 農地以外のものにする行為」とあるのは「農地 又はその農地と併せて採草放牧地についてこ れらの権利を取得するもの」と読み替えるもの とする。
- 4 国又は都道府県等が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合(第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。)においては、国又は都道府県等と都道府県知事等との協議が成立することをもつて第一項の許可があつたものとみなす。

5 前条第九項及び第十項の規定は、都道府県知事等が前項の協議を成立させようとする場合について準用する。この場合において、同条第十項中「準用する」とあるのは、「準用する。この場合において、第四項中「申請書が」とあるのは「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。)にするためこれらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為であつて、」と、「農地を農地以外のものにする行為」とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と読み替えるものとする。

## 森林法

昭和二十六年法律第二百四十九号 (抜粋)

(開発行為の許可)

- 第十条の二 地域森林計画の対象となつている 民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定 により指定された保安林並びに第四十一条の 規定により指定された保安施設地区の区域内 及び海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三 条の規定により指定された海岸保全区域内の 森林を除く。)において開発行為(土石又は樹 根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する 行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の 態様等を勘案して政令で定める規模をこえる ものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、 農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知 事の許可を受けなければならない。ただし、次 の各号の一に該当する場合は、この限りでない。
  - 一 国又は地方公共団体が行なう場合
  - 二 火災、風水害その他の非常災害のために必 要な応急措置として行なう場合
  - 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼす おそれが少なく、かつ、公益性が高いと認め

られる事業で農林水産省令で定めるものの 施行として行なう場合

- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた 場合において、次の各号のいずれにも該当しな いと認めるときは、これを許可しなければなら ない。
  - 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
  - 一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
  - 二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
  - 三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- 3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規 定する森林の機能を判断するに当たつては、森 林の保続培養及び森林生産力の増進に留意し なければならない。
- 4 第一項の許可には、条件を附することができる。
- 5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能 を維持するために必要最小限度のものに限り、 かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課す ることとなるものであつてはならない。
- 6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村 長の意見を聴かなければならない。
- 第十条の七 森林所有者その他権原に基づき森 林の立木竹の使用又は収益をする者(以下「森

林所有者等」という。)は、市町村森林整備計 画に従つて森林の施業及び保護を実施するこ とを旨としなければならない。

(森林の土地の所有者となつた旨の届出等)

- 第十条の七の二 地域森林計画の対象となつている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となつた者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない。ただし、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第二十三条第一項の規定による届出をしたときは、この限りでない。
- 2 市町村の長は、前項本文の規定による届出が あつた場合において、当該届出に係る民有林が 第二十五条若しくは第二十五条の二の規定に より指定された保安林又は第四十一条の規定 により指定された保安施設地区の区域内の森 林であるときは、農林水産省令で定めるところ により、都道府県知事に当該届出の内容を通知 しなければならない。

(伐採及び伐採後の造林の届出等)

- 第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - 一 法令又はこれに基づく処分により伐採の 義務のある者がその履行として伐採する場合
  - 二 第十条の二第一項の許可を受けた者が当 該許可に係る同項の開発行為をするために 伐採する場合

- 三 第十条の十一の四第一項(第十条の十一の 六第二項において読み替えて準用する場合 を含む。)の裁定(第十条の十一の二第一項 第一号の契約の締結に関するものを除く。) に基づいて伐採をする場合
- 四 第十条の十七第一項の規定による公告に 係る第十条の十五第一項に規定する公益的 機能維持増進協定(その変更につき第十条の 十八において準用する第十条の十七第一項 の規定による公告があつたときは、その変更 後のもの)に基づいて伐採する場合
- 五 第十一条第五項の認定に係る森林経営計画(その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの)において定められている伐採をする場合
- 六 森林所有者等が第四十九条第一項の許可 を受けて伐採する場合
- 七 第百八十八条第三項の規定に基づいて伐 採する場合
- 八 法令によりその立木の伐採につき制限が ある森林で農林水産省令で定めるもの以外 の森林(次号において「普通林」という。) であつて、立木の果実の採取その他農林水産 省令で定める用途に主として供されるもの として市町村の長が当該森林所有者の申請 に基づき指定したものにつき伐採する場合
- 九 普通林であつて、自家の生活の用に充てる ため必要な木材その他の林産物の採取の目 的に供すべきもののうち、市町村の長が当該 森林所有者の申請に基づき農林水産省令で 定める基準に従い指定したものにつき伐採 する場合
- 十 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急 の用に供する必要がある場合
- 十一 除伐する場合
- 十二 その他農林水産省令で定める場合
- 2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書

- に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森 林の状況について、市町村の長に報告しなけれ ばならない。
- 3 第一項第十号に掲げる場合に該当して森林 の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省 令で定めるところにより、市町村の長に伐採の 届出書を提出しなければならない。

## 伊奈氏屋敷跡保存活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

- 第1条 埼玉県指定史跡に指定されている伊奈氏屋敷跡の保存活用及び整備・公開についての計画 を策定するため、伊奈氏屋敷跡保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (所掌事項)
- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討して伊奈氏屋敷跡保存活用計画の案(以下「計画 案」という。)を作成し、教育委員会教育長に報告する。
  - (1) 計画案の策定のために必要な調査に関すること。
  - (2) 計画案の策定に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 当該地区代表者
  - (3) 伊奈氏屋敷跡に関係する団体の代表者
  - (4) 町職員
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から伊奈氏屋敷跡保存活用計画が刊行された年度の末日 までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によりこれを決定する。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

- 第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。 (庶務)
- 第8条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(委任)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営ついて必要な事項
  - は、教育委員会教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、伊奈氏屋敷跡保存活用計画が刊行された年度の末日に、その効力を失う。